

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年12月11日 14時15分ごろ
発生場所	福井県敦賀市立石岬 ^{たていし} 北方沖 立石岬灯台から真方位344° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯35°48.4′ 東経136°01.0′）
事故の概要	遊漁船 ^{はま} 浜丸は北東進中、また、プレジャーボート ^{シー・プラム} SEAPLUMは船首を南東に向けて錨泊中、浜丸がSEAPLUMに衝突した。 浜丸はプロペラ翼の曲損等を生じ、また、SEAPLUMは船体中央部を大破した。
事故調査の経過	令和4年2月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 浜丸、4.9トン FK3-10853（漁船登録番号）、個人所有 15.14m×2.73m×0.91m、FRP ディーゼル機関、404.50kW、平成3年5月12日 第251-14445号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート SEAPLUM、1.7トン 251-20353福井、個人所有 5.84m（Lr）×2.48m×1.09m、FRP ガソリン機関（船外機）、103.00kW、平成18年9月
乗組員等に関する情報	A 船長A 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年4月24日 免許証交付日 令和3年5月24日 （令和9年4月23日まで有効） B 船長B 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月21日 免許証交付日 平成28年11月30日 （令和4年4月17日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A プロペラ翼に曲損、船底外板に擦過傷 B 船体中央部に大破（全損）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、令和3年12月11日10時00分ごろ遊漁を行う目的で、福井県敦賀半島北方海域（以下「本件海域」という。）に向け敦賀市敦賀港第3区の定係地を出港した。</p> <p>A船は、10時40分ごろから本件海域内の釣り場2か所でそれぞれ約1時間半遊漁を行った後、14時00分ごろ福井県南越前町河野漁港沖合の釣り場に向け、針路約050°（真方位、以下同じ。）約16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で北東進した。</p> <p>船長Aは、発進する前、前路に航行の支障となる他船を見掛けず、また、しばらく釣り場からも離れるので航行の支障となる他船はないと思った。</p> <p>船長Aは、操舵室内の操舵席に座った姿勢で手動操舵に当たり、14時14分ごろ進路調整を目的に約10°左舵を取ったところ、船首死角から現れたプレジャーボートを右舷船首方約500mに認めた。</p> <p>船長Aは、プレジャーボートの北方を通過した後、進路を再び河野漁港沖合の釣り場に向く北東に戻した直後、14時15分ごろ衝撃を受け、直ちに停船し、周囲を見渡してB船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、反転して転覆状態のB船に接近したところ、B船の錨索につかまっていた船長Bを認め、釣り客2人と共に船長BをA船に引き揚げ、本事故の発生を携帯電話で海上保安庁に通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りを行う目的で、08時00分ごろ敦賀港第3区に所在のマリーナを出港し、同港内で釣りえさとなる小あじを釣った後、08時30分ごろ本件海域の東側の釣り場に向けて発進した。</p> <p>B船は、本件海域内2か所で釣りを行った後、13時00分ごろ、本件海域の北方に位置し、^{とうくり}東礁と称される水深約55mの本事故発生場所付近で、錨索を約100m延出して錨泊状態とし、船首を南東に向け、船長Bが左舷船尾甲板で北東方に向いた姿勢で釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、魚が掛かった時、南西方から接近するA船に気付き、釣り具を取り込みながら、当初、A船が本事故発生場所付近で釣りをう目的で接近していると思っていたが、その後、A船の進行方向から、A船がB船の船首方を通過すると考え、A船の動向を気にしながら釣り具の取り込みを続けた。</p> <p>船長Bは、釣り具を取り込み終えて魚を取り込もうとしたとき、A船が至近になって進路を変えてB船に向かってくる体勢となり、速力</p>

	<p>に変化も見られなかったので右舷船尾甲板に移動して両手を挙げて大声をあげたが、A船の進路に変化がなく、危険を感じて右舷船尾方の海に飛び込んだ。</p> <p>船長Bは、約30m離れたところに転覆したB船の錨索を認め、泳いで同索につかまっていたところ、A船に救助された後、敦賀港に戻った。</p> <p>B船は、来援した巡視船によって敦賀港第3区までえい航され、その後陸揚げされ廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の損傷状況、写真3 B船、写真4 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本事故当時、操舵室の操縦席に座った姿勢で操船し、船首浮上により船体中心線から両舷に約10°の範囲に死角が発生しており、B船に全く気付いていなかった。</p> <p>船長Aは、本事故発生当時、死角を補う見張りを行っていなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、立石岬北方沖において、船首浮上による死角が生じた状態で北東進中、船長Aが、進路調整で約10°左舵を取ったところ、右舷船首方にプレジャーボートを認め、その後、同船の北方を通過した直後、前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、進路を北東に戻したことから、錨泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、立石岬北方沖において、船首を南東に向けて錨泊中、船長Bが、A船の進行方向からA船がB船の船首方を通過すると考え、釣り具の取り込みを続けていたところ、航行中のA船が至近で船首をB船に向けたことから、どうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、立石岬北方沖において、A船が船首浮上による死角が生じた状態で北東進中、船長Aが、約10°左舵を取ったところ、右舷船首方にプレジャーボートを認め、その後、同船の北方を通過した直後、前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、進路を北東に戻したため、錨泊中のB船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、船首浮上による死角が生じる場合、死角を補う見張りを適切に行うこと。

	<ul style="list-style-type: none">・ 船長は、変針する場合、前路に航行の支障になる他船がないことを確認すること。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------

付図1 事故発生経過概略図

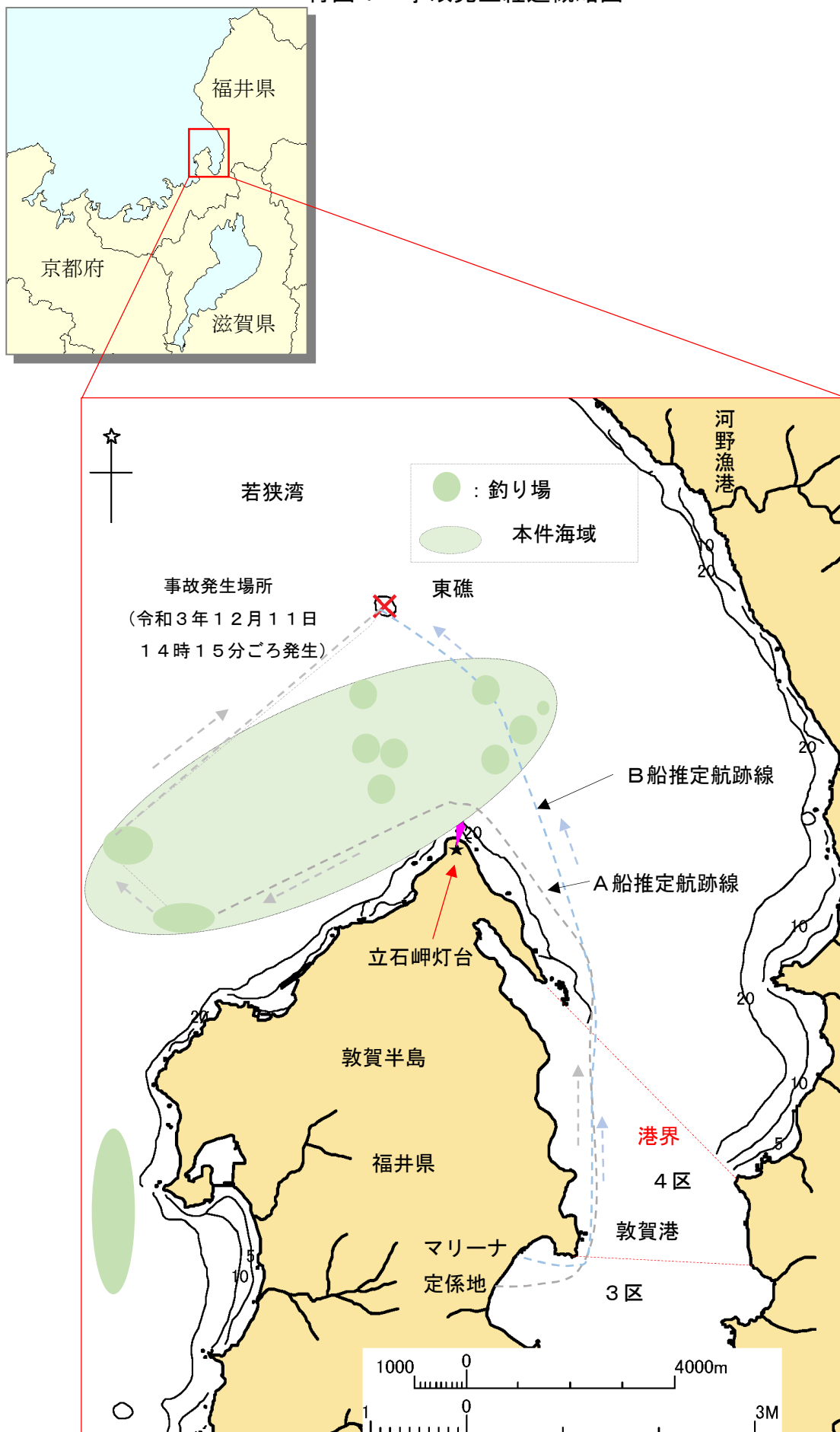


写真1 A船



写真2 A船の損傷状況



写真3 B船



写真4 B船の損傷状況

